

総務省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 1 情報流通行政局に置かれる参事官を廃止する。(第七十六条、第八十六条及び改正前の附則第十七条関係)
- 2 その他規定の整備をする。
- 3 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(改正令附則関係)